



平成 30 年 3 月 27 日

保育施設の運営委託等の取り扱いについて

平成 30 年 4 月 1 日以降の企業主導型保育事業における標記の取り扱いについて、下記のとおりご案内いたします。

記

企業主導型保育事業において、一般事業主から委託を受けた保育事業者や保育事業者設置型の設置者は、事業の適正管理の観点から、本来、自ら保育を実施することを想定しています。

今般、保育事業者による他の事業者への運営委託（再委託）等について、以下のとおり取り扱いを明確化します。

[対象となる保育事業者（以下、「対象保育事業者」という。）]

- ①一般事業主が設置した保育施設の運営を受託した者
- ②保育事業者設置型施設を設置した者

[対象となる業務内容]

対象保育事業者は、自ら雇用した保育従事者により、児童に対して直接行う保育業務を実施すること。ただし、保育従事者に急な欠員が生じる等の一時的な場合に派遣等を活用することについては、この限りでない。

[適用日]

平成 30 年 4 月 1 日から適用（ただし、既存の施設で、運営形態の切り替えが困難な場合には、平成 30 年度に限り、従前の運営形態によることとする。）

[電子申請システム]

電子申請システムの事業実施状況調査の「③運営形態」及び「④運営方法」から適正な運用が行われているかの確認を行う。ただし、実施状況調査の記載内容に関わらず、指導・監査時には保育施設の運営実態や派遣保育従事者の活用等について確認することがある。



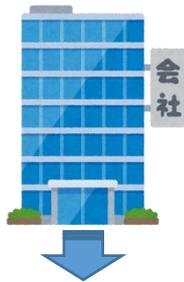
〔保育施設の運営委託等の取り扱いについての留意点〕

問 1) 保育事業者による他の事業者への運営委託（再委託）とは、どのようなことを指すのか。

答 1) 一般事業主から委託を受けた保育事業者や保育事業者設置型の設置者は、事業の適正管理の観点から、自ら雇用した保育従事者により、直接、保育業務を実施することを想定していますが、この点を明確化したものです。ただし、保育従事者に急な欠員が生じる等の一時的な場合に活用することについては、この限りではありません。

【保育事業者による他の事業者への運営委託（再委託）の例】

A 一般事業主設置保育施設



B 保育事業者に保育の実施委託



C 保育事業者への再委託又は派遣保育士による保育の実施



D 保育事業者設置保育施設



E 保育事業者への再委託又は派遣保育士による保育の実施



※保育事業者設置型かどうかの判断は、設置者の従業員の子童の利用状況や設置者の主たる事業により判断します。



問 2) 保育事業者は保育の実施以外の調理業務等の業務の一部委託も行うことはできないのか。

答 2) 保育事業者による他の事業者への運営委託（再委託）の制限については、直接の保育の実施に係る業務を対象としたものであり、それ以外の業務、例えば、自園調理を委託で行うことや派遣調理員を配置することまでも制限するものではありません。